

## 産業廃棄物積替・保管施設

許可取得業者名	処理業者名・代表者	
	本社所在地・電話番号	東京都北区
	施設の設置場所	東京都北区
	施設責任者氏名	
保管処理する産業廃棄物名	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さいがれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上11種類	
最大保管量及び高さ	積替え保管面積／	m <sup>3</sup> 最大保管高さ／ m
許可番号		
許可期限		
許可条件等	<p>(1) 作業時間は原則として、8時から17時までとする。(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。</p>	